



令和8年3月

秦野市議会議長
相原 學 様

小 菅 基 司
川 口 薫

秦野市議会議員政治倫理規程第3条・政治倫理基準に違反
する疑いがある事件の調査請求について

1 請求の理由

中村知也議員は、令和8年1月22日、自身が登録するソーシャルネットワークサービス（以下、「SNS」という。）「X」に、神奈川県議会議員の谷和雄氏に対し侮辱する内容の書き込みを行い、公衆の閲覧に供しました。

既に投稿された記事は削除されているものの、SNSに他人を侮辱し卑下する内容の書き込みをすることは、秦野市議会議員政治倫理規程（以下「規程」という。）第3条に違反する疑いがあるため、次のとおり秦野市議会議員政治倫理審査会を設置し調査するよう、規程第4条により調査を請求します。

2 規程に違反する疑いがあり、調査を求める事項

上記SNSへの投稿内容は、規程第2条（議員の責務）「議員は、自己の地位を利用することによって、自己又は第三者が不正に利益を得る行為及び特定の個人又は団体が不当に不利益を被る行為を行ってはならない。」に抵触するとともに、第3条（政治倫理基準）第6号の「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎む」ことに違反すると考えられるため、調査を求めます。